二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び鹿島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市大川町駒鳴字小崎三三〇六の一、三三〇六の二、三三〇六の五から三三〇六の九まで、三三〇六の一三、三三〇六の一六、三三〇七の七、三三〇九の六、三三〇九の七、三三一〇の一、三三一〇の二、三三一五の一、三三一六、三三一七の二、三三一七の五、三三一七の一五、三三一七の一八、三三一七の二一、三三一七の二二、三四一〇の五、三四一〇の六、三四三一の一、字椎立二五三五の二〇、二五三五の二二、二五三六の二九、二五三六の三八、二九〇九の一、二九〇九の五、二九〇九の九、二九〇九の一〇、二九〇九の一七、二九〇九の一九から二九〇九の二一まで、二九一〇の二から二九一〇の四まで、二九一〇の六、二九一〇の七、二九一〇の九、二九一〇の一二、二九一〇の一三、二九一〇の一六、二九一〇の一七、二九一〇の一九、二九一二の一から二九一二の五まで、二九一二の七から二九一二の一〇まで、二九一二の一八、二九一二の二四、二九一二の二五、二九一二の二九、二九一二の三〇、二九一二の三二、二九一四の一、二九一四の三、二九一四の四、字石木三〇七二、三〇七三の一、三〇八三の一、三〇九四の二、三〇九五から三〇九七まで、三〇九九、三一〇〇の一、三一一一の一、三一一一の二、三一一三の二、三一一三の三、三一二八、三一三〇の五、三一三四、三一四四の一、三一四四の二、三一四六の一、字平野二九一五の九、二九一六、二九二二の二、二九四二の二、二九四二の四から二九四二の七まで、三〇二七、三〇二九の三、三〇三八の五、三〇四〇の一、三〇四〇の三、三〇四〇の四、三〇四一の六から三〇四一の八まで、三〇四一の一二、三〇四一の一三、三〇四一の一六から三〇四一の一九まで、三〇四一の二二、三〇四一の二三、三〇四三の二、三〇四三の三、三〇四三の六、三〇四三の七、字二本松三一五四の一、三一五四の九、三一五四の一六、三一五八の一、三一五八の二、三一五八の四、三一五八の六、三一六三、三一六五の一、三一六六、三一六九、三一七六、三一七七の一、三一七七の三、三一七七の六、字立山三一八六の一、三一八六の二、三一八六の五、三一八六の一二から三一八六の一四まで、三二七三の一、三二七三の一四、三二七三の一五、三二七三の一九、三二七三の二一、三二七三の二九、三二七三の三五から三二七三の三七まで、字烏泊二四三九の二、二四三九の五、二四三九の九、二四三九の一〇、二四三九の一六、二四四一の一、二四四一の八、二四四二の一、二四四八、二四五〇、二四七五の一、二四八〇の一、二四八一の二、二四八九の四、二四八九の五、二四八九の七、二四九六の一、二四九六の七から二四九六の九まで、二四九六の一一、二四九七の一から二四九七の三まで、二四九七の五、二四九七の六（次の図に示す部分に限る。）、二四九七の八、二四九七の九、二四九七の一一から二四九七の一三まで、二四九七の一五、二四九八の一、二四九八の五、二五〇三の三、二五三五の二、二五三五の八、二五三五の一〇から二五三五の一三まで、二五三五の一六、二五三五の一七、二五三六の一五、二五三六の一七、二五三六の一九から二五三六の二二まで、二五三六の二四、字駒鳴峠三一四九の二、三一四九の五、三一五〇の六三
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市蒲江大字森崎浦字天場前八九八の二九〇・八九八の二九一・字草木薮一〇三四の五（以上三筆国有林）、字天場前八九八の二一四から八九八の二二一まで、八九八の二二四から八九八の二二六まで、八九八の二六五、字草木薮一〇三四の三、字後山一二四一の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字天場前八九八の二九〇・八九八の二九一・字草木薮一〇三四の五（以上三筆国有林）、字天場前八九八の二二四
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡仁淀川町森字草瀧五〇五九から五〇六一まで、五〇七四、五〇七五、田村字ヒウラ五〇四の一、五〇五の一、一〇〇四、長者字ヒガシヤシキ甲三〇〇八の一から甲三〇〇八の三まで、甲三〇〇八の七、甲三〇〇八の八
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字草瀧五〇五九から五〇六一まで・五〇七四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、五〇七五、字ヒウラ五〇四の一・五〇五の一・一〇〇四・字ヒガシヤシキ甲三〇〇八の一から甲三〇〇八の三まで・甲三〇〇八の七・甲三〇〇八の八（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十一月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一
(一)　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字助谷字陽東谷三二の一・三二の五九・字大島谷二〇六の一・二〇六の四三・二〇六の一五（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇六の四五、大字久原字寺谷九四二の五五・九四二の五六・九四二の六三・九四二の二〇九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　解除の理由　林道用地とするため